法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ《概要》

これまでの取組とその成果を踏まえた**,法曹有資格者の活動領域を引き続き拡大していくための具体的な取組の在り方**

国・自治体・福祉等

《取組及び成果の例》

日弁連や各地の弁護士会:

- ◆自治体との連携構築(自治体等連携センターによる実情調査や, 各地の弁護士会による自治体行政支援のリストの提供等)
- や出張相談等の実施 ひまわりあん しん事業。弁護士会によっては,数千件の相談実績。) ◆福祉に関する電話相談
 - ◆各種研修等の実施

- ◆司法修習(選択型実務修習)の受入先の拡大(最高裁と連携)
 - ◆総合法律支援法の一部改正法案を国会に提出
- 自治体で勤務する法曹有資格者は,62名(平成25年10月)か ら,87名(平成27年3月)(5増加。 **※**

〈取組を踏まえた課題〉

自治体:外部の弁護士との役割の違いや,政策法務等の新しい 分野における有用性が浸透していない。

祉:自発的な取組が中心で、自治体等に継続的な施策又 は事業とするべきと認識されていない。 岬

: 専門性ある業務に対応できる人材の養成・確保が必要。

H

日弁連や各地の弁護士会: (取組及び成果の例)

- 「ひまわり求人求職ナビ」の運用改善(月ごと) の平均申請件数が増加。)
- ◆企業向け情報提供会の実施(経済団体等と協力)
- ダンス, 就職合同説明会等の実施 (採用につな ◆司法修習予定者向けの企業への就職活動ガイ がった例も)

法務省:

- ◆司法修習 (選択型実務修習)の受入先の拡大 (最高裁と連携)
- ※ この間,企業内弁護士数は,平成26年6月現在で 619社1179名。前年同時期から200名以上増加。

〈取組を踏まえた課題〉

- ◆採用企業は、大都市の大企業が中心。企業規模的、 地域的に採用を広げていく余地あり。
- ◆法的専門性を活用し、法務分野だけでなく経営戦略 の構築等に関与できれば,活躍の場は更に広がる。

海外

《取組及び成果の例》

◆日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹 介制度の実施 (100件以上の利用実績。)

◆東南アジア諸国に弁護士を派遣。進出した日 本企業の法的ニーズ等の調査を開始

おける日本企業への助言等の業務を日本の弁 ◆日本企業支援等を担当するため, 在外公館に

(取組を踏まえた課題)

護士に委託する取組を今年度から開始予定

- ◆多くの中小企業は、海外展開の際の法的リス 能力のある日本の弁護士へのアクセス方法 ク等に関する情報や, 国際分野への対応
- ◆国際法に関する法的知見等の素養等を身に付け に関する知見に乏しい。 る機会の確保が必要。

6

絽

ΗU

*/

Ġ

笽

2

田

1

ے

緃

繗

後

⟨|\

への対応支援に向けた関係機関の取組 ◆日本企業等が海外で直面する法的問題

◆日弁連や経済団体等と協力し, <u>必要な連絡協</u>

法曹有資格者の有用性に

◆関係機関等の協力を得て,

関する情報共有に必要な連絡協議等の環境を整備。

議等の環境を整備。

※内閣官房に設置された「国際法務に係る日本企業支援 等に関する関係省庁等連絡会議」を活用 こが要な協力を行う

◆経済団体等と協力し,企業内弁護士を活用す ることの有用性等を企業との間で共有する取

日弁連:

◆自治体等の協力を得て,弁護士の有用性や具体的な

セミナーやシンポジウム等を通じ, 自

治体や福祉機関等との間で共有

活用実績を,

組を進める

各地の弁護士会においても同様の取組を進めるこ

とを期待。

×

各地の弁護士会においても, 自治体等への個別的な働き掛

※

けを期待。自治体や福祉機関においても, 法曹有資格者を

活用する方策の検討・実施を期待。

- 開のために有益な清報を集積・整理した_ ◆関係機関と相互協力し, 中小企業等の海外展
- クセス改善を図る。

- で,企業等に情報提供。
- ◆国際的な分野に対応能力のある弁護士へのア

法科大学院: